

【参考】

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。



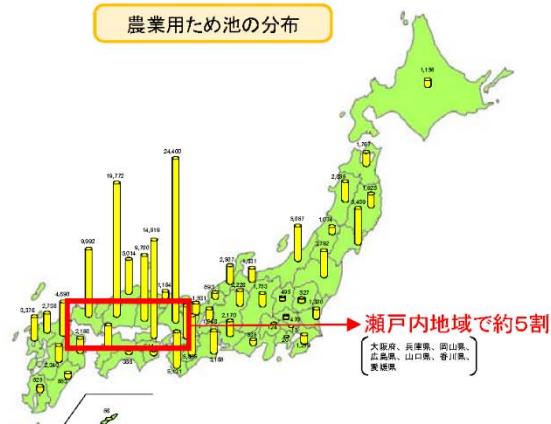
農林水産省農村振興局
令和元年6月

法律制定の背景

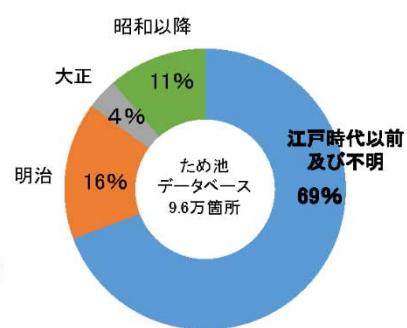
農業用ため池の現状

- ◆ 農業用ため池は、水田農業を主体とする我が国において、全国に約17万箇所あるといわれており、降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本、特に瀬戸内地域で全国の約5割が分布。
- ◆ 江戸時代以前に築造された施設や築造時期が明らかでない古い施設が多いことから、施設の老朽化が進行し、権利関係も複雑化。

農業用ため池の分布



農業用ため池の築造年代

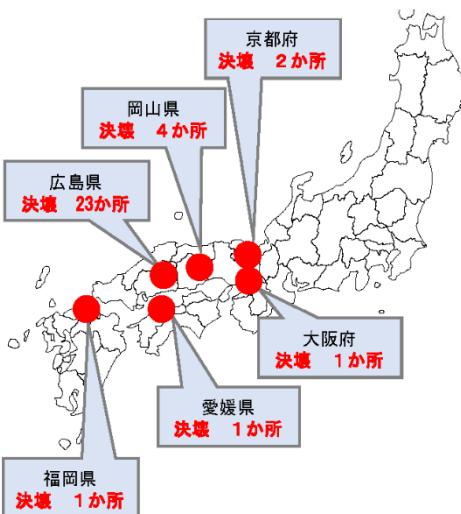


(農林水産省調べ（平成30年3月）)

平成30年7月豪雨と全国ため池緊急点検の実施

- ◆ 平成30年7月に全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設に甚大な被害が発生。
- ◆ 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある88,133か所を対象に全国ため池緊急点検を実施し、応急措置が必要と判断された1,540か所について貯水位の低下等の措置を徹底。

平成30年7月豪雨の決壊数



応急措置の事例



ブルーシートによる被災箇所の保護



水位を低下させる措置



土砂や流木等の撤去



土のうによる崩落箇所の拡大防止

農業用ため池を巡る課題

(1) 農業用ため池の把握

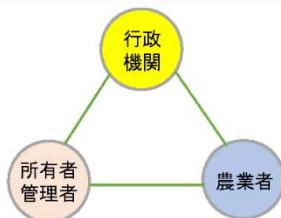
- ◆ 全国に約17万箇所あるといわれている農業用ため池のうち、「ため池データベース」に、所在地、所有者・管理者、諸元・構造等の情報が整備されているものは、受益面積0.5ha以上のため池9.6万箇所。
- ◆ 全国ため池緊急点検では、現地に迅速に到達できない事例や、データベースに記載されていても既に廃止や荒廃している事例が存在。

荒廃した農業用ため池



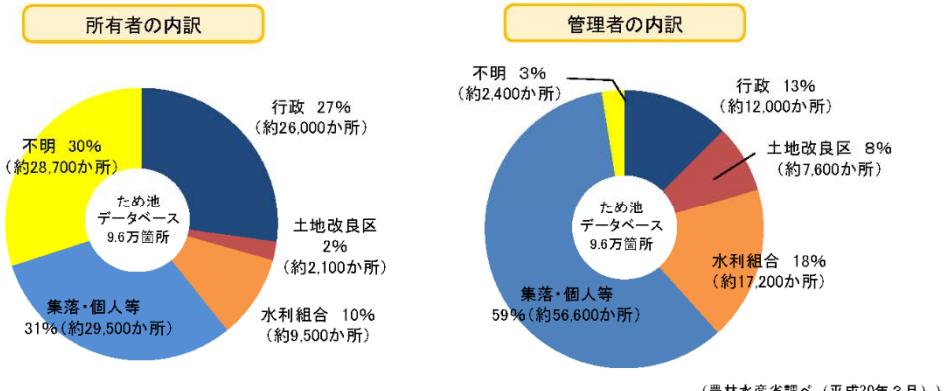
(2) 防災重点ため池についての関係者の役割の明確化

- ◆ 防災重点ため池について、行政機関(国、都道府県及び市町村)の役割分担が不明確。
- ◆ 所有者、管理者、農業用水を利用する農業者それぞれの責務が曖昧。



(3) 権利関係が不明確なため池の保全管理体制の強化

- ◆ 所有者や利用者の世代交代が進み、施設の権利関係が不明確かつ複雑化。
- ◆ 離農や高齢化によって、利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適切に行われなくなることが懸念。



※ため池データベースの所有者・管理者は、任意の聞き取りによるものであり、データベース未記入のものも含め「不明」として計上している。

(4) 補強対策(統廃合含む)の着実な実施

- ◆ 都市化や作物転換が進む中で、利用されなくなったにもかかわらず、放置されている施設が存在。
- ◆ 権利関係が複雑化して所有者を特定できない場合や、工事内容について地元の合意形成が困難な場合は、防災上必要な補強対策や統廃合を行うことができない状況。

法律の概要

総則 (第1条～第3条)

(1)目的

- ◆ 本法律は、農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的とする。

(2)定義

農業用ため池

- ◆ 農業用水の供給の用に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成される施設であること。
ただし、堤高15m以上のダム(河川法第44条第1項に規定するダム及び貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づいて設置され、かつ、土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの)は本法律の対象に含めない。

チェック 農業用ため池の定義

専ら治水や他用途に利用されているため池は、農業用ため池に該当しません。

管理者

- ◆ 農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者。
(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)

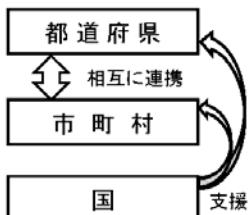
防災工事

- ◆ 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事で、農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。

チェック 防災工事の内容

- ①耐震対策：地震時における堤体の崩壊等に対応するための堤体の拡幅等の補強工事
- ②豪雨対策：豪雨時における堤体の越流や浸透による破壊に対応するための洪水吐容量の拡大等の工事
- ③老朽化対策：施設老朽化による堤体の破壊等に対応するための浸食された堤体の改修や護岸の整備の工事
- ④廃止：農業用ため池を廃止するための堤体の除去や開削、貯水池の埋立て等の工事
※堤体、取水設備、洪水吐などの修繕、堆積物のしゅんせつなどの管理行為は防災工事に含まれません。

(3)責務



- ◆ 特定農業用ため池の指定(防災重点ため池の選定)、データベースの整備・管理、農業用ため池の整備等の技術支援
- ◆ 農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等
- ◆ ため池防災支援システム等の開発や各種マニュアルの作成、情報提供等の広域的な見地からの調整

チェック 相互の連携

区域内の農業用ため池全体を所掌する都道府県と、地域防災に責任を有する市町村が農業用ため池に関する情報収集や実態調査等について、連携して取り組むことが重要です。

農業用ため池の届出・管理

(第4条～第6条及び附則第2条関係)

(1) 農業用ため池の届出

- ◆ 農業用ため池の所有者は、農業用ため池を設置又は廃止したときは、遅滞なく都道府県に届出を行うことが必要(届出情報に変更があった場合も同様)。
- ◆ 施行日前に設置された農業用ため池(以下「既存農業用ため池」という。)については、施行日から6か月以内に所有者又は管理者が届出を行うことが必要。

届出の対象となる農業用ため池

- ◆ 本法律により定義される農業用ため池のうち、国や地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池が対象。

■ チェック 利用されていないため池

現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出を行うことが必要です。

届出すべき者

- ◆ 農業用ため池の所有者。
- ◆ ただし、既存農業用ため池については所有者又は管理者。

■ チェック 未届けの農業用ため池について

既存農業用ため池について届出が行われていないときは、都道府県は届出すべき者を特定して催告を行います。また、市町村は未届けの農業用ため池があることを知ったときは、その旨を都道府県に通知する必要があります。

届出事項

- ◆ 届出は様式に従い、次の事項について記載。

- ① 農業用ため池の名称、所在地
- ② 農業用ため池の所有者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名
- ③ 農業用ため池の管理者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名
→ 法人でない団体の場合はその代表者又は管理人
- ④ 管理の権原の種類、内容
→ 権原の種類…委任、賃借、共同(入会)、その他(事務管理など)
管理の内容…利水管理、草刈、軽微な修繕など
- ⑤ 堤高、堤頂長、総貯水量

[添付資料]

届出書には、次の資料を添付。

- ① 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- ② 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
- ③ その他参考となるべき書類(土地の登記事項証明書、位置図など)

■ チェック その他参考となるべき書類

農業用ため池の把握に当たっては、最低限登記簿上の名義人までを確認することが望ましいため、届出者から土地の登記事項証明書の提出を受けるか、行政機関により登記名義人の確認を行うことが必要です。